

第4章 情報伝達

1 避難の準備・勧告・指示

市は災害時又は災害が発生するおそれがある場合は、地域住民に対し下表のとおり避難準備・高齢者等避難開始（避難準備情報）、避難勧告、避難指示（緊急）を行います。

三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始 (避難準備情報) (災害時要援護者等避難) 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 (2) 予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時 (3) 土砂災害警戒準備情報が発令されたとき及び土砂災害の前兆現象が確認されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） (2) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 (2) 土砂災害警戒情報が発表されたときあるいは、土砂災害の前兆現象が確認されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 (2) 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
避難指示（緊急） 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 (2) 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 (3) 人的被害の発生した状況 (4) 周辺で土砂災害が発生したとき (5) 土砂災害の前兆現象が確認されたときあるいは実況雨量で土砂災害発生基準を超過したときに総合的に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 (2) 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 (3) あらゆる手段を講じて、災害時要援護者を避難させる。

2 避難勧告等の伝達方法

市が、避難準備・高齢者等避難開始（避難準備情報）、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合は、市及び地域支援組織は、下表の手段を用いて、地域住民及び災害時要援護者に対し伝達するものとします。

避難勧告等の伝達方法

情報伝達手段	避難準備・高齢者等 避難開始 (避難準備情報) (災害時要援護者等 避難)	避難勧告	避難指示(緊急)
市のホームページによる伝達	○	○	○
広報車による伝達	○	○	○
防災行政無線	○	○	○
テレビ放送、ラジオ放送	△	△	○
(地域支援組織を通じて) 口頭伝達	△	△	○
サイレン			○

△…必要に応じて併用するものとする。

3 防災訓練等の実施

災害時要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、住民一人ひとりが防災意識を高めておくことはもとより、地域支援組織は防災活動だけでなく、平常時から、声かけや見守り活動等、地域における各種活動をとおして災害時要援護者との連携を深めておくことが重要です。

また、地域支援組織は、地域で実施する防災訓練において、災害時要援護者も参加した避難誘導訓練や情報伝達訓練等を実施するなど、災害時に円滑な誘導を行えるよう、実践的な防災訓練を定期的に行うよう努めることが重要です。

第5章 避難生活支援

1 避難所における災害時要援護者に対する支援

(1) 環境整備

避難所となる施設においては、災害発生後、災害時要援護者の避難状況に応じて、障がいのある人用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設するよう努めます。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備に努めます。これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関